

連載 保険ERM基礎講座 《第20回》

グローバルゼミンダERM (その2)

有限責任監査法人トーマツ

ディレクター 後藤 茂之

1. 監督のハイモナイゼーション

各国の保険制度は大多数の法則とほぼ同じ仕組みの下で運営されているものの、保険ビジネスの特徴は各国によって違いがある。これは各国における保険制度の歴史的生成過程が異なっているためである。そのため、現実の保険監督・規制も各国によって違いがある。

保険会社の活動が多国籍化するに伴い、グローバルに整合的効果的な保険監督を促進すること、そして、グローバルな金融(システム)安定に貢献することの重要性が認識されてきた。

1994年には、IAIS (International Association of Insurance Supervisors) が国際的な基準策定団体として設立された。現在約150カ国の200を超える管轄区域から、保険監督者および規制者からなる組織となっている。各国の監督者が国境を跨る保険会社の活動を意識し、金融システム安定化に関するモニタリングや契約者保護に関する監督を実施する際、IAISとの間で、また関連する各国間で協力したり、情報共有するための国際



【後藤茂之氏プロフィール】

大手損害保険会社および保険持ち株会社にて、企画部長、リスク管理部長を歴任。日米

保険交渉、合併・経営統合に伴う経営管理体制の構築、海外M&A、保険ERMの構築、グループ内部モデルの高度化、リスクアペタイト・フレームワーク、ORSAプロセス整備に従事。IAIS、Geneva Association of Insurance Supervisors、EAIICなどのERM関連パネルに参加。現職にて、ERM高度化関連コンサルに従事。

大阪大学経済学部卒業、コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所・客員研究員、中央大学大学院総合政策研究科博士課程修了。博士(総合政策)。

図表 IAISの国際的な監督要求の構造

事業体の種類	法人単体	保険グループ	国際的に活動する保険グループ (IAIGs)	グローバルなシステム上必要な保険会社 (G-SIIs)
第一段階 ICP	法人単体のみ適用される ICPs	法人単体とグループの両方に適用される ICPs		
第二段階 ComFrame	ComFrame			
第三段階 G-SIIパッケージ	G-SIIパッケージ			

(出典: IAIS, Newsletter April 2015, P.2 を基に有限責任監査法人トーマツが作成)

1 評価プログラム (FSAP: Financial Sector Assessment Program) が定期的に実施され、各国当局の対応の進捗状況が検証されている。また、IAIS内に

2. システムリスク

2008/09年の金融危機において、ほとんどの保険会社はシステムリスクに対して、他の金融機関よりも相対的に強い耐性を証明した。その要因として、①伝統的な保険引受リスクが一般に金融市場リスクと相関しないこと②資産側は銀行と同様、市場リスクに晒されるが、投資ポートフォリオが、保険負債の特性にマッチして選択されている (ALM管理) こと③一般に投資の資金源が保険料収入を主としており、過大なレバレッジを使用しないこと④などが挙げられて

いる。一般に巨大な保険事故が発生しない限り、保険金支払いによる極端な資金流出を免れるため、流動性を損なうことにならなかつた点は銀行の状況とは大きく違っていた。歴史的事実から判断されるように、伝統的保険会社はシステムリスクを誘発または増幅することがなかった(注2)。しかしながら、金融危機において、保険会社の引き受けたクレジット・デフォルト・スワップ (CDS (注3)) などの取引がシステムリスクを増幅させる要因を創ることとなった。特定の市場に金融リスクを集中的に提供していたため、その破綻が金融システムの安定化に影響を及ぼしたのである。

3. グローバルな規制

IAISは、保険会社の事業の種類に応じて、国内で活動する保険会社、グループ、国際的に活動する保険グループ (IAIGs: Internationally Active Insurance Groups) 、グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs: Globally Systemically Important Insurers) に区分し、それぞれに必要な規制・監督に関する議論を進めている。現在 IAIGs や G-SIIs に対して

4-① システム上重要な保険会社への対策

金融のグローバル化の進展と金融危機を教訓として、金融システムに重要な影響を及ぼす金融機関・保険会社への規制強化が進められている。金融システム全体のリスクの状況を分析・評価し、それに基づいて制度設計

・政策対応を図ることを通じて金融システム全体の安定を確保することをマクロプロテクトと呼び、個々の金融機関の健全性を確保するシクロプロテクトと対置される。保険負債は銀行とは異なる特性を持つため、金融システムとの関わりは同じでない。しかし、例えば複数の保険会社の健全性が悪化し、保険市場自体の信頼性に不安が

もたれるような事態に至ると、保険が果たす経済や金融への役割から、それらへの悪影響が懸念される。

11年11月に開催されたG20カンヌ・サミットにおいて、システム上重要な金融機関 (SIFI) に対する一連の措置が承認された。これらの措置には、①各国の破綻処理制度を改革するための評価基準の策定②グローバルなSIFI (G-SIFI) に関する破綻処理可能性の評価③G-SIFI に対する「バーゼルIIIを上回る」上乗せ資本規制の賦課④より強力で実効的な監督が含まれている。

G-SIFI に対する再建・破綻処理制度については、FSBが、種々のガイダンスを出してきた。11年10月に、破綻処理制度の新たな国際的枠組みとして、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性(注4)」を公表した。

実効的な破綻処理制度の目的は、「清算手続における債権の優先順位を踏まえながら株主・無担保債権者が損失を吸収することを可能にするメカニズムを通じて、深刻なシステム上の混乱がなされることなく、納税者を損失にさらすことなく、必要不可欠の経済機能を保護しながら、金融機関の破綻処理を可能とすること」である。

また、13年7月には「再建・破綻処理計画の策定に関するガイダンスペーパー(注5)」が公表されている。

◇ (つづ)

(注1) IAIS Newsletter December 2015 issue 47

(注2) 金融危機を契機にして、保険のビジネスモデルとシステムリスクについて、IAISで整理され、レポート "Insurance and Financial Stability" November 2011(注6)がまとめられている。

(注3) 信用リスクの移転を目的とするデリバティブ取引

(注4) FSB, Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions, October 2011(改訂版が14年10月15日に公表)

(注5) FSB, Recovery and Resolution Planning for Systemically Important Financial Institutions, 16 July 2013

(文中の意見に当たる部分は執筆者個人のものであり、所属する組織のものではありません) ◆この連載は隔週木曜日に掲載します。